

浜松市建築工事積算基準決定要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等（以下「浜松市の工事、委託等」という。）の価格の積算に使用する積算基準の決定方法について定める。浜松市の工事、委託等とは、次の仕様書を適用するものをいう。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書（建築編・電気編・機械編）（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・公共住宅改修工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・浜松市公共建築設計業務委託共通仕様書

第2 適用範囲

この要領は、浜松市の工事、委託等の予定価格を浜松市が算出する場合に適用する。

第3 積算基準の決定

工事の積算基準は、原則として次の順序で決定することとし、最新の基準を使用すること。

- (1) 国の標準積算基準及び暫定積算基準
- (2) その他関係する参考資料

- 2 委託の積算基準は、「浜松市建築設計等委託算定基準」による。

第4 国の標準積算基準及び暫定積算基準

国の標準積算基準とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める次のものをいう。

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築数量積算基準

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準等資料

2 暫定積算基準とは、国土交通省において適用期間を限定するなど暫定的に定められた積算基準をいう。

3 国の標準積算基準に類するものとして、次のものに準拠する。

- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）

第5 その他関係する参考資料は別表に示すとおりとする。

附 則

この要領は平成27年7月1日から施行する。

別表

名称	発行	監修、編集
【建築・電気設備・機械設備工事共通】		
建築積算のための仮設計画標準	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事積算基準	〃	〃
【電気設備・機械設備工事共通】		
公共建築工事積算基準の解説【設備工事編】	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築設備改修工事の積算マニュアル	〃	
建築設備数量積算基準・同解説	〃	〃
公共建築工事内訳書標準書式【設備工事】・同解説	〃	〃
【建築工事】		
公共建築工事積算基準の解説【建築工事編】	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事の積算マニュアル	〃	〃
建築数量積算基準・同解説	〃	建築工事建築数量積算研究会
建築工事内訳書標準書式・同解説	〃	建築工事内訳書標準書式検討委員会
建築工事標準詳細図	一般社団法人 公共建築協会	国土交通省大臣官房官庁営繕部
【電気設備工事】		
公共建築設備工事標準図(電気設備工事)	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省大臣官房官庁営繕部
【機械設備工事】		
公共建築設備工事標準図(機械設備工事)	一般社団法人 公共建築協会	国土交通省大臣官房官庁営繕部

【公共住宅事業者等連絡協議会が定める積算基準を適用する工事】		
公共住宅建築工事積算基準	(株)創樹社	公共住宅事業者等連絡協議会
公共住宅電気設備工事積算基準	〃	〃
公共住宅機械設備工事積算基準	〃	〃
公共住宅屋外整備工事積算基準	〃	〃